

# 山梨県高等学校体育連盟表彰規定

昭和25年	制定
昭和31年	改正
昭和33年	改正
昭和38年4月1日	改正
昭和50年4月16日	改正
昭和55年4月11日	改正
平成10年4月15日	改正
平成14年4月12日	改正
平成16年4月20日	改正

本連盟は、次の規定により表彰する。

## 第1条 功勞表彰

- 第1項 本連盟に通算して10ヶ年経過した理事とし、以後の表彰はしない。
- 第2項 本連盟に特に功勞のあった者で、理事会において承認された者。
- 第3項 記念品は事務局に委任する。(3,000円相当)
- 第4項 表彰は、評議員会において行う。

## 第2条 特別表彰

- 第1項 加盟校選手を対象とし、運動部選手の模範であると認められた者。
- 第2項 表彰該当者は、次の各号に該当する個人又は団体とする。
  - 1 全国高等学校体育連盟主催・共催の大会において個人は第3位以内、団体は第4位以内。
  - 2 関東高等学校体育連盟主催・共催の大会において第1位。
- 第3項 表彰は、卒業生は卒業時、在校生は各学校に委任する。
- 第4項 表彰は、団体においても個人毎に行うものとし、記念品は事務局に委任する。
- 第5項 専門部委員長は、該当者を速やかに文書により事務局に報告するものとする。

## 第3条 優秀選手表彰

- 第1項 加盟校選手の、当年度卒業生を対象に表彰するものとし、運動部選手の模範であると認められた者。
- 第2項 前項により各校毎に最優秀選手と認めた者1名を卒業時に表彰する。
- 第3項 各校の選出方法については各校に委任し、当該学校長の認めた者とする。
- 第4項 記念品は事務局に委任する。
- 第5項 学校理事は、当該者を別に定める様式により、事務局に報告する。

## 第4条 退任表彰

- 第1項 次の役員が退任の際は、表彰するものとする。
  - 会長、副会長

- 第2項 感謝状を贈り表彰する。
- 第3項 表彰式は別に定めて行う。
- 第4項 表彰式は別に定めて行う。

## 第5条 付則

- 第1項 県体育協会表彰者の申請については、本連盟が推薦母体となる際は、本連盟においてすでに表彰された者(功勞表彰受賞者)のうちから理事会の承認を得て推薦するものとする。
- 第2項 県体育協会特別表彰者の申請は、県体育協会表彰規定に該当する個人又は団体を本連盟理事会の承認を得て推薦するものとする。

第 3 項 役員の任期については、事務局は毎年の役員名簿により、その任期を確認の上、明確にして保管し会員は必要により閲覧できる。

第 4 項 本連盟記念行事の際、本連盟に功労があった者を表彰することができる。

第 5 項 すべての表彰候補者については事務局に申告されたものを理事会に報告し理事会の承認を経て決定するものとする。